

付録 1 取引基本契約書モデル

取引改善の第一歩は書面契約の推進です。継続的な取引関係にある取引先とは、取引の基本的な事項を取り決めた「取引基本契約」を締結しておき、個別の取引はその基本契約のもと、注文書等伝票的なもののやりとり、またはEDIを利用したオンラインでの情報のやりとりで遂行してゆくのが望ましいと言えます。

そこで、かつて繊維取引近代化推進協議会が書面契約の普及に向けて作成、公表した取引基本契約書のサンプルをここに再掲し、ご参考に供します。

サンプルは、売買取引における基本取引契約書、およびそれらへの追加契約の形式によるオンライン取引基本契約書モデル（売買取引用）の計2種類からなっています。

これらを参考に、各業界の実情を勘案したものに修正、適用し、書面契約率の向上に努めていただければ幸いです。

付録 1 取引基本契約書モデル

1. 書面取引用基本契約書モデル（繊維取引近代化推進協議会1992年）

売買取引用

売買取引基本契約書

買主企業名（以下、「甲」という。）と売主企業名（以下、「乙」という。）とは継続的商品の売買に関する基本的事項を定め、次のとおり本契約を締結する。

（本契約の目的）

第1条 本契約は、繊維製品の安定かつ円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

（本契約の適用）

第2条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中に予め定めがない限り、甲と乙の間に行われる商品の売買取引の全てに適用される。

（個別契約）

第3条 本契約に定める事項の外、商品名、規格、数量、単価、納期、引渡し条件等売買に必要な事項は、原則として個別的な売買取引時の発注書または、これに準ずる方法によって定めるものとする。この契約は注文書、請書の交付時に成立する。

（商品の引渡しの成立）

第4条 乙は個別的契約に定める期限内に商品を引渡し場所に持参して甲に引渡し、甲は商品取引後 日以内に検査する。

2 商品の引渡しは甲の検査終了と同時に完了する。検査の遅延により乙に生じた損害は、甲の負担とする。

（所有権の移転）

第5条 商品の所有権は、甲が売買代金を完済したときに乙から甲に移転する。

（代金の支払方法）

第6条 売買代金は別段の定めのない限り毎月 日にその計算を締切り、 月 日に現金

または小切手で支払う。

- 2 甲は、乙の承諾を得た場合には、手形をもって支払うことができる。この場合の手形の支払い期日は 日とする。

(返品)

第7条 甲は次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として商品を乙に返品することができない。

引渡された商品に、乙の責に帰す理由での破損、汚損その他の瑕疵があった場合。

引渡された商品が注文と異なった場合。

- 2 その他やむを得ず甲が乙に返品をする場合は、引渡された日から 日以内に行わなければならない。

(期限の利益の喪失)

第8条 下記の各号の場合に、乙は甲に対したちに債務の金額の支払いを請求できる。

甲が乙に対する売買代金支払い債務その他一切の債務につき支払い義務を怠ったとき。

甲が差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分の申立を受け、あるいは公権力の処分を受けたとき。

甲が手形、小切手の不渡りにより銀行取引停止処分を受け、または和議、会社整理等法的措置等により営業継続が困難になったとき。

その他前各号に準ずる事態の他、乙が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(契約の解除)

第9条 甲が下記のいずれかに該当するときは、乙は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

本契約に違反したとき。

第8条各号の一に該当する事実が発生したとき。

(有効期間)

第10条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から満1年間とする。

- 2 前項の期間満了2ヵ月前までに、甲または乙のいずれからも書面による変更もしくは解約の申し入れのない場合には、本契約はさらに満1年自動的に更新され、以降も同様とする。

(特約事項)

第11条 甲および乙は本契約の目的と実施を円滑にするために、双方が事前確認の上、下記の各号等を特約事項として追加することができる。

(契約の疑義)

第12条 本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商法、民法、独占禁止法その他関係法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第13条 本契約に関する紛争が起きた場合、その第1審裁判所は訴訟を起こす側の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 印
乙 印

注：第11条について、該当する可能性のあるものとして、次のような項目が例示されている。

- (価格の基本的扱い)
- (返品の基本ルール)
- (特売商品に関するルール)
- (検品の方法/方式)
- (派遣店員の基本ルール)
- (売主の保証責任)
- (債務の充当)
- (保険)
- (相殺)
- (担保)
- (機密保持)
- (事情変更)
- (改訂、解除)
- (契約終了後の規定の適用)

2. オンライン取引基本契約書モデル（繊維取引近代化推進協議会1999年）

売買取引用

オンライン売買取引基本契約書

買主企業名（以下、「甲」という。）と売主企業名（以下、「乙」という。）とは、平成 年 月 日付で甲乙間に締結した基本取引契約（以下「基本取引契約」という。）の特約として、甲乙間でおこなうオンライン取引に関し次のとおりオンライン取引基本契約（以下「本契約」という。）を取り交わす。

（目的）

第1条 本契約は、甲と乙とがオンライン取引システムを利用して取引を円滑かつ合理的に推進すること、およびこれを通じて双方の経営効率の向上に資することを目的として締結する。

（用語の定義）

第2条 本契約において用いる用語の定義は次のとおりとする。

オンライン取引

甲と乙のコンピュータ・システムを電気通信回線で結び個別取引の契約およびその履行に関連するデータを互いに伝達しあうことをいう。

オンライン取引システム

甲と乙のコンピュータ・システム、およびそれらに組み込まれたオンライン取引用のソフトウェア、ならびにこれらを結ぶ電気通信回線等からなるシステムをいう。

データの格納

一方の当事者が他方の当事者に伝達するためにオンライン取引システム内にデータを記憶させることをいう。

データの伝達

一方の当事者が格納したデータを他方の当事者が読み出したとき、データは伝達されたこととする。

発注データ

甲が契約する意思をもってオンライン取引システムに格納する発注明細を含むデータをいう。

(発注の方法)

第2条 商品の個別取引の発注は、甲がオンライン取引システムを通じて発注データを乙に伝達することによってなされる。

(発注データの内容)

第4条 発注データの内容は、基本取引契約および本契約に定める事項以外の、商品名、規格、数量、単価、納期、引渡場所等個別の売買に必要な事項、およびオンライン取引システムの安全かつ確実な運営上必要な事項とする。

(データの格納・読み出し時刻)

第5条 発注データを含むオンライン取引データの格納は毎営業日の 時までに行うものとし、読み出しは毎営業日の 時に行うこととする。

- 2 定時外にデータを伝達する必要が生じたときは、データの発信者は受信者に対し電話などの方法でその旨を連絡するものとする。

注：データの格納、読み出しの頻度は業界によって異なるため、必ずしも毎日と規定する必要はない。

(個別売買契約の成立)

第6条 個別売買契約は、甲の発注データを乙が読み出すべき時刻から 時間以内に乙が甲に対して異議を申し立てなければ、その時点で成立するものとみなす。

- 2 甲の発注に対し乙に異議がある場合は、発注データを読み出すべき時刻から 時間以内に甲に対して異議の申し立てを行うものとし、その結果甲が発注を取り消す場合には、甲は当該発注の取消データを乙に伝達するものとする。また甲が発注を変更する場合には、甲は当該発注の取消データおよび変更後の発注データを乙に伝達するものとする。

注1．異議申し立て期限は業界によって時間単位のことでも日単位のこともあり得るので、必ずしも時間単位で規定する必要はない。

注2．発注に対して受注データを送ることで契約成立としている場合には、次のような条文が考えられる。

(個別売買契約成立時点)

第7条 個別売買契約は、甲の発注に対し乙が受注データをオンライン取引システムに格納した時点で成立するものとする。

(発注データの取消・変更・再送)

第8条 オンライン取引システムの事故により次のような事態が発生した場合には、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡して調査を行うものとし、連絡を受けた当事者はこれに協力するものとする。

発注データが伝送されなかった場合
発注データが二重に伝送された場合
経験上ありえない発注データが伝送された場合
発注データの読み出しに失敗した場合
その他オンライン取引システムに起因すると考えられる発注データの異常に気付いた場合

- 2 調査の結果事故であることが確認されれば、甲は改めて正しいデータを伝達するなどの措置をとるものとする。

(不整合データの処置)

第9条 個別取引の契約締結と履行にともなって交換される各種データ間に整合しないものが発見された場合、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡して調査を行うものとし、連絡を受けた当事者はこれに協力するものとする。

- 2 調査の結果間違いの内容が確定すれば、間違いを発生させた当事者は必要なデータ訂正の措置をとるものとする。

(データの保存)

第10条 本契約によるオンライン取引実施の結果として残る発注データその他のデータは、甲乙それぞれ磁気または光記録媒体にて保存するものとし、保存するデータの種類と期間は別途甲乙間で協議決定する。

- 2 前項により保存するデータは改ざんしてはならない。
- 3 保存にかかる費用は各自の負担とする。

(安全対策)

第11条 甲と乙とは、個別売買取引が安全かつ確実に進行するよう、オンライン取引システムに安全対策を施すものとする。

- 2 安全対策の内容には、甲乙がそれぞれ認定した担当者が操作にあたり、相手にもそのことが認識できる措置を含むものとし、詳細は別途甲乙間で協議決定する。

(障害対策)

第12条 オンライン取引システムに故障などによる運用の障害が発生した場合、これに気付いた当事者は遅滞なくもう一方の当事者に連絡し、対応をはかるものとする。

- 2 甲と乙とはこうした事態にあたって連絡を取り合うべき担当責任者の氏名および連絡方法等を互いに登録し、それぞれの社内に周知させるものとする。
- 3 障害期間中の個別売買取引は電話あるいはファクシミリ等を利用して行うこととし、第1項の連絡時に協議決定する。

- 4 障害期間中にオンライン取引システムによらずに受け渡ししたデータは、復旧後まとめて伝達するものとする。

(費用負担)

第13条 オンライン取引システムの導入、維持、変更に要する諸費用については、甲乙間で協議し、公正かつ合理的に負担を決定するものとする。

- 2 データの伝達にかかる電気通信回線の使用料はデータ発信者の負担とする。

(システムの変更)

第14条 本契約の対象であるオンライン取引システムを変更する場合は、甲と乙とは我が国あるいは世界の同種システムの標準化の状況に注目し、合理化推進の観点からできるだけ標準的なシステムを採用するよう努力するものとする。

(損失負担)

第15条 甲乙にオンライン取引であることに起因する損失が発生した場合、甲と乙とはその原因、責任の所在、損失の額などを協力して調査し、その結果にもとづいて公正かつ合理的に損失負担を取り決めるものとする。

(秘密保持)

第16条 甲と乙とはオンライン取引の実施で得た互いの情報を、相手方の承諾を得ない限り第三者に漏洩してはならない。

- 2 秘密にすべき情報の種類と期間は別途甲乙間で協議決定する。

(規定外事項)

第17条 本契約に関する疑義および本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決にあたるものとする。

(有効期間)

第18条 本契約の有効期間は基本取引契約の有効期間と同一とし、更新の方法も同一とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 印
乙 印